

第 30 号議案

神戸市消防団条例の一部を改正する条例の件  
 神戸市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市消防団条例の一部を改正する条例

神戸市消防団条例（昭和58年10月条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（報酬）</p> <p>第7条 消防団員に、報酬として、年報酬、<u>出動報酬及び技術報酬</u>を支給する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 出動報酬の額は、消防団員が従事した次の各号に掲げる職務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 災害の防御の職務であつて次のいずれかに該当するもの 出動1回につき8,000円（出動1回の職</u></p>	<p style="text-align: center;">（報酬）</p> <p>第7条 消防団員に、報酬として、年報酬及び技術報酬を支給する。</p> <p>2～4 [略]</p>

務に従事する時間が7時間45分を  
超える場合にあっては、7時間45  
分を超えるごとに8,000円を加算  
した額)

ア 水火災、地震、武力攻撃災害

(武力攻撃事態等における国民  
の保護のための措置に関する法  
律(平成16年法律第112号)第  
2条第4項に規定する武力攻撃  
災害をいう。)その他の災害の  
現場における消火、人命の救  
助、救急、避難誘導、警戒区域  
の設定、群衆の整理、飛火の警  
戒、搬出物品の保護その他これ  
らに類する業務

イ 消防長又は消防署長により特  
に命ぜられて行う区域外の災害  
の現場において行うアに規定す  
る業務

ウ 区域内に災害が発生した場合  
又はまさに発生しようとしてい  
る場合において、災害の防御の  
上で必要があるものとして消防  
団長に招集されて従事する巡回  
の業務又は待機に係る業務

エ アからウまでに掲げるものの  
ほか、出動報酬を支給する必要  
があるものとして市長が特に認

める業務

(2) 前号の職務以外の職務であつて

次のいずれかに該当するもの 出

動 1 回につき 8,000 円

ア 平時における訓練、地域住民

に対する防災指導並びに防災に

係る知識の普及及び啓発を行う

業務

イ アに掲げるもののほか、出動

報酬を支給する必要があるもの

として市長が特に認める業務

6 出動報酬は、4 月 1 日から 9 月 30

日までの間に着手した職務について

は 10 月 31 日に、10 月 1 日から翌年 3

月 31 日までに着手した職務について

は 翌年 4 月 30 日に支給する。ただ

し、報酬の支給日が日曜日等に当た

るときは、これらの日の前日に支給

するものとする。

7 前項の規定にかかわらず、出動報

酬の支給日以前において退職、失職

等により職を離れた者には、その

際、出動報酬を支給する。

8、9 [略]

(費用弁償)

第 8 条 公務のため旅行する消防団員

に、費用弁償として、旅費を支給す

る。

5、6 [略]

(費用弁償)

第 8 条 消防団員に、費用弁償とし

て、出動手当及び旅費を支給する。

<p><u>2 前項の旅費については、旅費条例（昭和27年7月条例第45号）別表4級の者に支給する額相当額の旅費を本市職員の旅費の例により支給する。</u></p>	<p><u>2 出動手当は、消防団員が災害の防</u> <u>御、警戒、訓練等の職務に従事した</u> <u>場合において、市長が必要があると</u> <u>認めたときに、次の各号に掲げる職</u> <u>務の区分に応じ、当該各号に定める</u> <u>額を規則で定めるところにより支給</u> <u>する。</u></p> <p><u>(1) 災害の防御の職務 1回につき</u> <u>7,000円</u></p> <p><u>(2) 前号の職務以外の職務 1回に</u> <u>つき7,000円</u></p> <p><u>3 前項の場合を除き公務のため旅行</u> <u>する消防団員の旅費については、旅</u> <u>費条例（昭和27年7月条例第45号）</u> <u>別表4級の項に規定する神戸市の職</u> <u>員の例による。</u></p>
--	---

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の神戸市消防団条例第7条第5項から第7項までの規定は、施行日以後に着手する職務に係る出動報酬について適用し、同日前に着手した職務に係る出動報酬については、なお従前の例による。

理 由

消防団員の出動手当を出動報酬に改定する等に当たり、条例を改正する必要があるため。